

農業生産工程管理(GAP) の普及・拡大に向けて

平成29年1月
農林水産省
生産局 農業環境対策課

農業生産工程管理（GAP）に取り組みましょう

I GAP（Good Agricultural Practice）とは？

農業生産活動の持続性を確保するため、

①**食品安全・環境保全・労働安全に関する法令等を遵守するための点検項目を定め、**

食品安全（点検項目例）

農薬の取扱いや異物の混入などに
気をつけよう



環境保全（点検項目例）

廃棄物は
適切に処分しないとね



肥料は撒きすぎないように



労働安全（点検項目例）

事故を起こしてケガしないように
作業環境の改善をしよう



作業に適した防護服を着よう



②**これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のことです。**

II どうしてGAPを導入する必要があるの？

産地や農家が安定した経営を続けるためには、信頼性の確保、環境への配慮、事故防止等の対策が重要です。特に輸出への取組、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給等、海外のお客さんに対応するためには、**GAPへの取組**が必要となってきました。

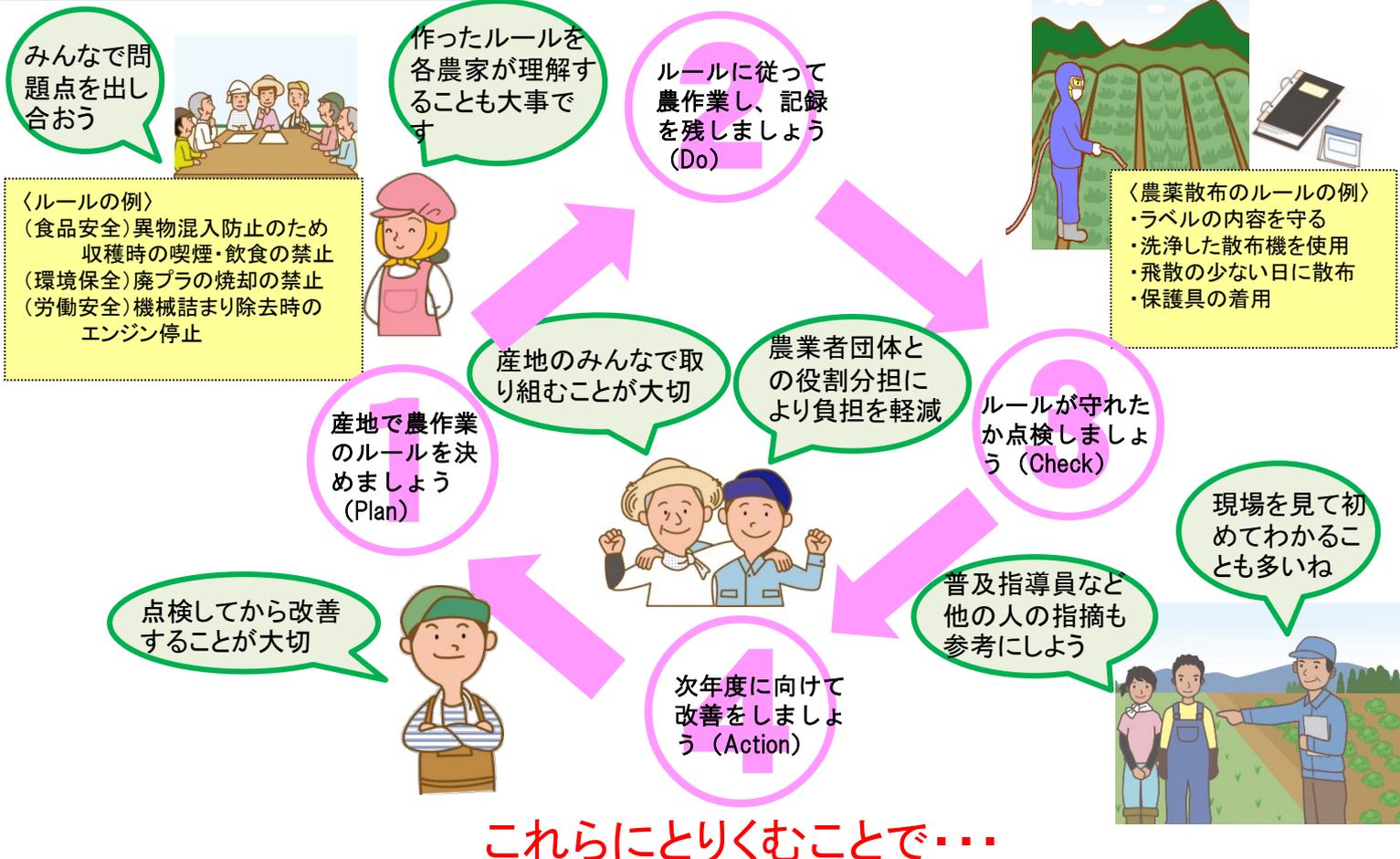
東京オリンピック・パラリンピックをきっかけとして、国内流通でも、すでに一部の大手流通チェーンでは**GAPの取組**を求める動きが出てきています

将来的には、GAPの取組は必須となる可能性

早いうちに備えよう！



Ⅲ GAP実践の流れ



これらにとりくむことで...



GAP認証の取得を目指す産地を支援します

○ 国際水準GAP認証取得拡大支援事業(平成28年度補正予算)
GLOBALG.A.P.やJGAPの認証取得を目指す農業者、農地所有適格法人や産地等に対して、認証取得に必要な研修受講、認証審査等に係る費用を支援します。
補助率: 定額

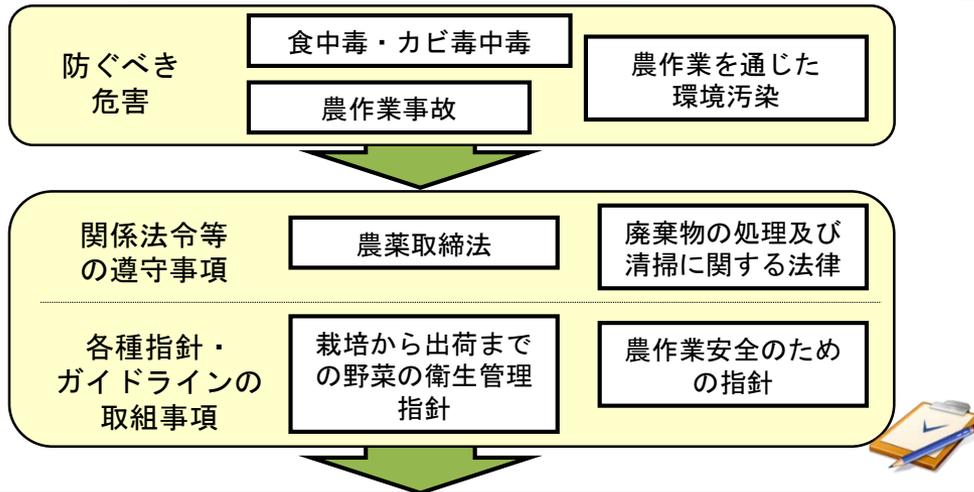
このパンフレットやGAPについてのお問い合わせ

農林水産省生産局 農業環境対策課 (生産工程管理班)
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-6744-7188
ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>

農業生産工程管理(GAP)とは

農業生産工程管理 (GAP: Good Agricultural Practice) とは、
 農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、環境保全、労働安全に関する法令等を遵守するための点検項目を定め、その実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

1 合意形成、体制作り

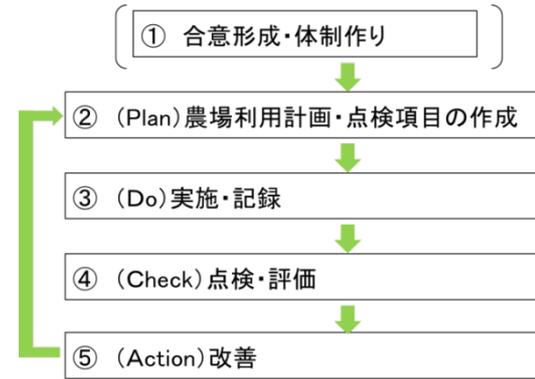


食品安全・環境保全・労働安全について実施すべき取組を明確化したものをGAPとして策定し、実施体制を構築

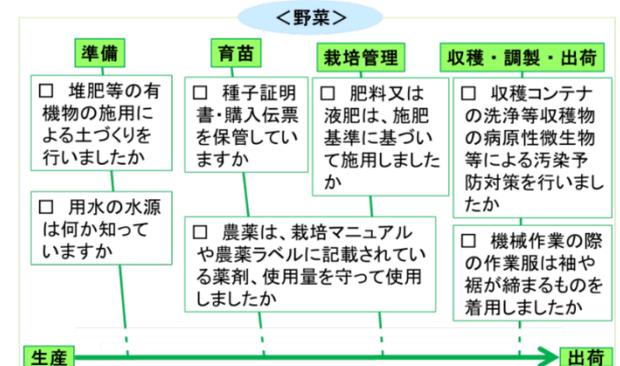
GAP導入の効果

- 農産物の病原微生物等による汚染の低減等を通じた食品の安全性向上
- 農薬や肥料による環境負荷の低減等を通じた環境の保全
- 農作業中の事故の回避等を通じた労働安全の確保
- 土壌診断を踏まえた肥料の適正施用等を通じた資材コストの低減 等

2 産地におけるPDCAサイクルによるGAPの実施体制



3 実施・記録のイメージ



農業生産工程管理(GAP)の定義

機関・団体	「GAP」の定義
国連食糧農業機関(FAO)	(仮訳)GAPとは、 農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取組 であり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらすものである。
農林水産省 : 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン	農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)とは、農業生産活動を行う上で必要な 関係法令等の内容に則して定められる点検項目 に沿って、農業生産活動の各工程の 正確な実施、記録、点検及び評価を行うこと による 持続的な改善活動 のこと。

農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン

- 食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化
作物独自に適用される法令指針等の有無、作物独自の生産工程の有無を踏まえて、以下の①～⑨の作物毎に取組事項を整理
 - ①野菜 ②米 ③麦 ④果樹 ⑤茶 ⑥飼料作物
 - ⑦その他の作物(食用:大豆等) ⑧その他の作物(非食用:花等) ⑨きのこ
- 作物毎の取組事項は以下の構成となっている

○ 食品安全

工程管理の内容

ほ場環境の確認と衛生管理 農薬使用時の表示内容の確認 作業者等の衛生管理(野菜・果樹)
かび毒(DON・NIV)汚染の低減対策(麦) かび毒(パツリン)汚染の低減対策(果樹)
荒茶加工時の衛生管理(茶) 収穫・調製時の異物混入の防止対策 等

○ 環境保全

病害虫が発生しにくい環境づくり 都道府県の施肥基準等に即した施肥 堆肥等の有機物の施用
堆肥中の外来雑草種子の殺滅 廃棄物の適正な処理 有害鳥獣による被害防止対策 等

○ 労働安全

危険な作業等の把握 機械等の安全装備等の確認 農薬・燃料等の適切な管理 等

○ 全般

知的財産の保護・活用 登録品種の種苗の適切な使用 情報の記録・保管 等

工程管理の手法の実践

- ① 点検項目の策定(Plan) ② 農作業の実施、記録・保存(Do)
 - ③ 点検(Check) ④ 改善が必要な部分の把握・見直し(Action)
- (産地の責任者による内部点検等の客観的な点検の仕組みを付加)

様々なGAP

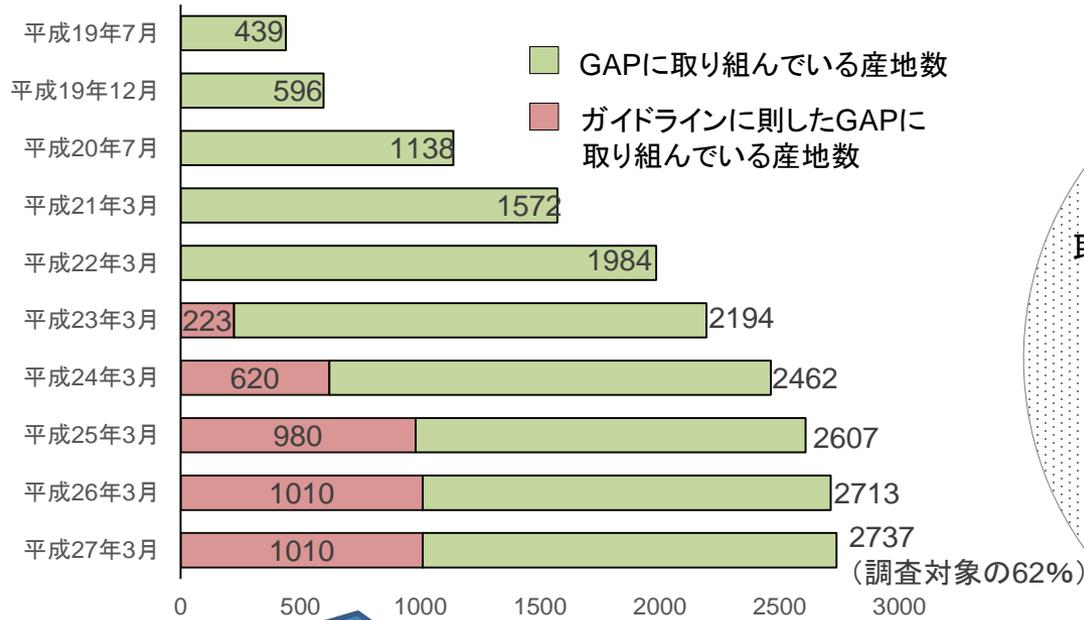
種類	運営主体	説明	ガイドライン 準拠状況※1	グローバル マーケット での活用状況
各都道府県のGAP	各都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が独自に定めたGAP 一部の都道府県で第三者による認証を実施 	一部 ○	×
JAグループのGAP	JA、経済連	<ul style="list-style-type: none"> 各JAが独自に定めて取り組むGAP 一定の要件を満たすJAに対し、全農が認証システムを提供 	一部 ○	×
適正農業規範／農産 物品質保証システム	日本生活協同組合連合 会(産直事業委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 生協の「産直」商品を主な対象としたGAPの基準 生産者自身による点検と生協の二者点検を実施 	○	×
JGAP	(一財)日本GAP協会	<ul style="list-style-type: none"> 農業者、JA、大手小売業等が参加して開発 指導員を育成する仕組みをもつ 第三者による認証を実施 	○	アジアの一部で 外資系飲料メー カーが原料茶葉 調達に活用
GLOBALG.A.P.	FoodPLUS GmbH(ドイ ツに本部を置く非営利組 織)	<ul style="list-style-type: none"> 欧州の流通小売の大手企業が主導して策定し生産者団体と調整して策定した取引要件としてのGAP 第三者による認証を実施 	○	GFSI※2承認ス キーム(青果物 のみ)

※1:農水省において策定した「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(平成22年4月)に準拠したもの(一定水準以上のGAPの普及を図るため、我が国の農業生産活動において奨励すべき取組を共通基盤として明確化)。

※2:GFSI(Global Food Safety Initiative)とは、2000年にグローバルに展開する小売業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した団体。食品安全リスクの低減とコストの最適化を目指し、多数ある食品安全認証スキームの標準化等の取組を行っている。

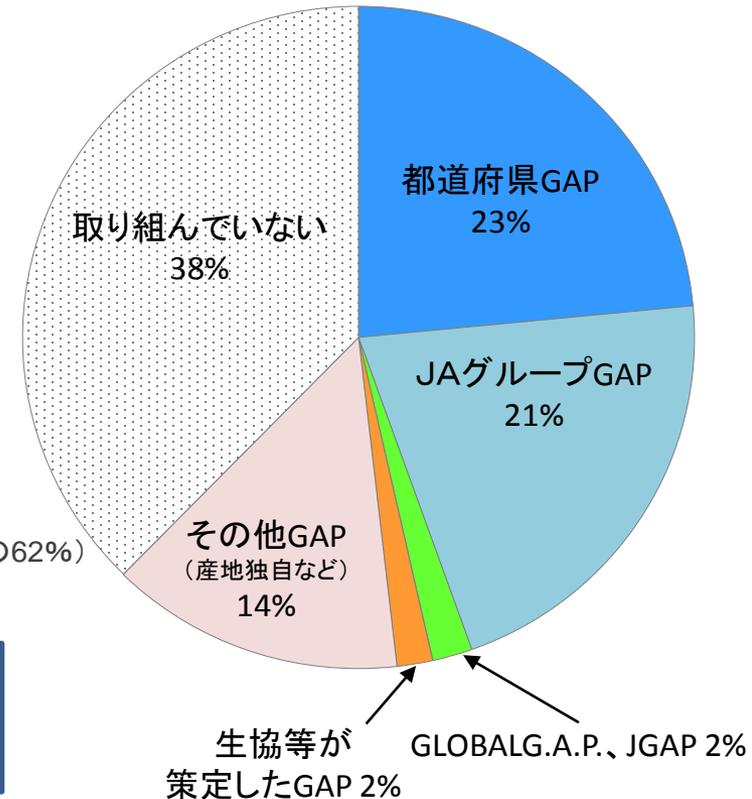
GAPの取組状況

① 導入産地数の推移



- 調査対象(4,391産地)^{*1}の約6割がGAPに取り組み
- ガイドラインに則したGAP^{*2}に取り組んでいる産地は、調査対象の23%(1,010産地)

② GAPの種類別導入状況



農林水産省調べ(平成27年3月末現在)

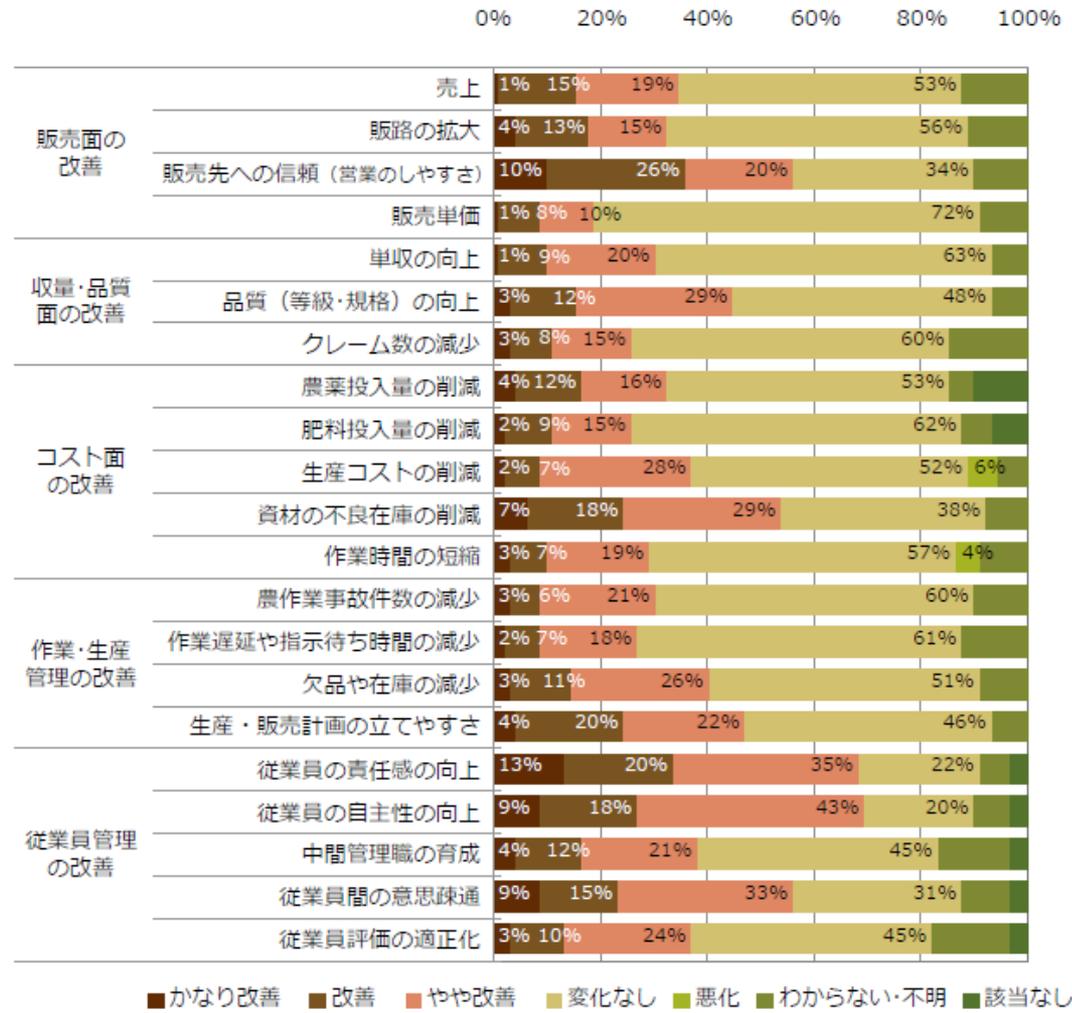
(※1)調査対象は、野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地(平成27年3月 4,391産地)。
(平成23年3月の結果は福島県を除く。)

(※2)ガイドラインに則したGAPは、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(平成22年3月 農林水産省生産局)における法令上の義務項目を全て満たし、かつ法令上の義務以外の項目の8割以上の項目を満たしているもの。

JGAP導入による経営改善効果

○「販売先への信頼」が改善された→約5割
○「品質の向上」が図られた→約5割

○「資材の不良在庫」が削減→約5割
○「従業員の責任感」や「自主性」が向上→約7割



■かなり改善 ■改善 ■やや改善 ■変化なし ■悪化 ■わからない・不明 ■該当なし
※該当なしには、無肥料、無農薬栽培の農場や、従業員のいない農場が含まれる。

食料・農業・農村基本計画における方針

食料・農業・農村基本計画 (平成27年3月31日閣議決定)

(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

① 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

ア 生産段階における取組

(前略) 農業者や産地において、農業生産工程管理 (GAP) の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進する。

(4) グローバルマーケットの戦略的な開拓

① 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

イ 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

(前略) 具体的には、輸出先となる国や事業者等からも求められる、HACCP、ハラール、GLOBAL G. A. P. 等の認証取得を促進する。また、国際的な取引にも通用する (中略) GAPに関する規格・認証の仕組みの構築を推進する。

(7) コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等

② 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新

イ 需要に応じた生産や高付加価値化を進めるための技術導入

(前略) 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) やGAPの導入により、栽培管理や営農管理の改善、合理化を進める。

「日本再興戦略」改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

ii) 国内バリューチェーンの連結

⑤2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応の準備

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、日本の食文化と国産食材を内外にアピールする場として活用することを目指し、今後、大会組織委員会が策定する食材の調達基準が我が国の農業や漁業生産の特色を踏まえたものとなるよう調整を進める。また、基礎的な準備として、GAP（農業生産工程管理）・HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入や、有機農業等の持続可能な農業の普及・拡大を推進する。また、GAP・HACCPに関し、国際的に通用する水準の認証の仕組みについて、本年度中に運用を開始し、国際規格化に向けた取組を加速する。

農林水産業の輸出力強化戦略（平成28年5月19日策定）（抜粋）

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる（輸出環境の整備）

(3) 国際規格・認証をとる

- ・海外の小売事業者等から要求される、GLOBAL G.A.P.などの国際的な認証取得の推進
- ・日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築
 - ◇ GAP（平成28年度から認証を開始し、最初の1年間に10件以上の認証、平成29年度の国際的な申請を目指す）

農林水産省におけるGAPの検討・推進

- 農産物の取引の際に農業者がGAPの実践を求められることがある。
- 特に輸出の際には、食品の安全性等を担保するための手段(取引要件)として、国際的に通用するGLOBALG.A.P.※1等の認証を求められることがある。

・ガイドライン※2に則した一定水準以上のGAPの取組拡大を図るとともに、
・輸出を志向する農業者が、国際的に通用するGAPの認証取得に取り組みやすくする必要

以下の取組を実施

GAP戦略協議会

GAPの課題解決に向けた議論を展開する場として平成27年3月に設立

(構成員)

学識経験者、農業者、農業団体、実需者(流通・小売)、GAP運営・普及団体、認定機関、マスコミ等

(検討事項)

- ・輸出促進に向けたGAPの推進
- ・GAPガイドラインの普及、浸透 等

GAP体制強化・供給拡大事業(平成28年度 56百万円)

- ①ガイドラインに則したGAPの普及による、GAPの質の向上に向けた取組を支援。
- ②信頼性の向上に向け、第三者等がGAPの取組を確認・認証する仕組みの導入を支援
- ③我が国の農業の実情に沿うようGLOBALG.A.P.の運用改善、我が国の農業者が使いやすい輸出用GAPの検討に向けた取組に対する支援
- ④ICT技術を活用してGLOBALG.A.P.等の認証を取得する取組を支援

※1 GLOBALG.A.P.

・欧州の流通小売の大手企業が主導で策定した取引要件としてのGAP(我が国における認証取得数 399件:平成28年6月末現在)

※2 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン

・食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組、法令等との関連を明確化
・関係法令等に則して定められた取組項目の考え方は、農産物に関するGLOBALG.A.P.等の国際的に通用するGAPの点検項目の考え方とほぼ共通

農林水産省における農業生産工程管理(GAP)の取組について

食料・農業・農村基本計画 (平成27年3月31日閣議決定)

平成28年度の取組のポイント

(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

① 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

ア 生産段階における取組

(前略) 農業者や産地において、農業生産工程管理 (GAP) の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進する。

(4) グローバルマーケットの戦略的な開拓

① 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

イ 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

(前略) 具体的には、輸出先となる国や事業者等からも求められる、HACCP、ハラル、GLOBALG.A.P.等の認証取得を促進する。また、国際的な取引にも通用する(中略)GAPに関する規格・認証の仕組みの構築を推進する。

○ GAP戦略協議会の議論を経てH28年4月に策定した、「アクションプラン」の実行

(ガイドライン準拠GAP取組産地数割合：2割(現状)→7割(30年度目標))

- ・ガイドラインに準拠したGAPを確認する仕組みを構築し、ガイドラインに準拠したGAPを公表(準拠していないGAPについては、取組項目の追加等を働きかけ)
 - ・重点的に推進する対象者・品目を明確化し、産地へGAPの取組を働きかけ(担い手、JAの生産部会(団体での導入を念頭))
 - ・指導者リストの作成及び農業大学校、全国農業会議所等研修・教育機関へGAPの教育の充実を働きかけ
- ※国の補助を受け、都道府県単位の協議会やJAによる研修の開催、普及資料の作成等を支援

○ GLOBALG.A.P.の認証取得促進

- ・解釈ガイドラインの作成
 - ・認証取得者や流通・小売業者への調査等により、認証取得に係る課題や、流通における利用実態を把握
- ※国の補助を受け、GLOBALG.A.P.協議会が実施

○ JGAP Advanceの推進

- ・国際的な取引にも通用するものとしてJGAPの高度化版の規格(JGAP Advance)を策定(5月公表)。
 - ・規格の英訳、参考資料、研修資料を策定し、普及を推進。
 - ・平成29年度の国際規格化を目指し、平成28年9月に運用開始予定(10農場以上の認証を予定)。
- ※国の補助を受け、日本GAP協会が実施
※なお、現行のJGAPについては、JGAP Basicとして運用

GAP共通基盤ガイドラインに則したGAPの普及・拡大に関するアクションプランのポイント

具体的な取組方向

- ① GAP共通基盤ガイドライン準拠確認する仕組みを構築し、ガイドラインに準拠したGAPを公表
- ② 重点的に推進する対象者・品目の明確化
 - ア GAPを通じた経営改善の意識が高い農業経営者(具体的には、いわゆる「担い手」、JAの生産部会(団体での導入を念頭))
 - イ 地域の状況を踏まえ、GAPの取組が少ない品目
- ③ GAPの普及・教育活動への支援
 - ア 普及指導員、営農指導員を含めてGAP実践に精通した指導者を育成・リスト化し、要望があったときに紹介
 - イ 研修・教育機関(農業高校、農業大学校、大学農学部、JA、都道府県、全国農業会議所等)に、GAPに関するプログラムの設定を要請
 - ウ 講師派遣、研修内容等のコーディネート
 - エ 普及指導員・営農指導員と斡旋した指導者が連携する取組を支援
- ④ GAPの周知活動
 - ア GAP共通基盤ガイドラインのパンフレット、手引き書等の作成・提供
 - イ 関係機関と連携し、農林水産省主催のシンポジウムを開催
 - ウ GAPに取り組む農業者等が互いの情報を共有・交換できる情報のネットワーク化の仕組み及び経営改善効果をわかりやすく示す指標を検討
- ⑤ GAPの利便性向上の取組
記帳の負担軽減、迅速な作業計画の策定及び経営の管理・改善に資するICTを活用したサービスの導入支援
- ⑥ グローバルマーケットを意識した農業者に対しては、ISO認証制度に則った第三者認証を備えるGAPの認証取得を促進

GAP体制強化・供給拡大事業

- インバウンド需要や輸出の拡大に向けて、我が国の安全で高品質な農産物をアピールするため、農業生産工程管理(GAP)の取組の高度化・普及の拡大を図る取組を支援します。
- さらに、国際的に通用するGAPの検討やICTサービスを活用したGAPの認証取得等の取組を支援します。

GAPの高度化・普及拡大に向けた取組

1 販路拡大等を目指したGAPの普及推進

国内のGAP取組レベルの底上げに向けて、ガイドラインに則したGAPの普及に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】・GAPの普及に向けた推進活動や普及資料の作成
・取組の更なる高度化に向けた研修会の開催や実践マニュアルの作成 等

【補助率】 1/2

【事業実施主体】 農業協同組合、協議会等



2 認証体制導入支援

信頼性の向上に向け、第三者等がGAPの取組を確認・認証する仕組みを導入する取組を支援します。

- 【事業内容】・確認体制導入検討会の開催
・審査員養成研修会の開催
・基準書の作成
・確認体制の実証及び検証

【補助率】 定額、1/2

【事業実施主体】 都道府県、農業協同組合 等



輸出促進に向けた取組

1 全国推進事業（27年度～29年度継続事業）

日本の農業者がGLOBALG. A. P. を取得しやすくするための運用改善、日本の農業者が使いやすい輸出用GAPの策定に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】・検討会の開催
・国内外の実態調査
・国際規格化に向けた調整 等

【補助率】 定額、1/2

【事業実施主体】 民間団体等



2 ICTを活用した既存GAPの高度化支援

輸出を見据えた産地に対して、ICTサービスを活用して記帳作業の負担を軽減し、GLOBALG. A. P. 等を取得する取組を支援します。

- 【事業内容】・研修会の開催
・ICTサービスの利用
・GLOBALG. A. P. 等の認証取得

【補助率】 定額、1/2

【事業実施主体】 農業協同組合、農業生産法人 等



国際水準GAP等取得拡大緊急支援事業（新規）

- 輸出やインバウンド消費の拡大、国内の消費動向の変化に適切に対応するため、オリパラ東京大会の食料調達への対応も視野に入れつつ、農産物の国際水準GAP及び有機JASの認証取得の拡大に必要な環境整備と認証取得に対する支援を強化します。

1 我が国発の輸出用GAPの国際規格化支援

我が国発の輸出用GAPの国際規格化・導入推進

日本の農業者が取り組みやすい我が国発の輸出用GAP(JGAP Advance)について、国際規格化の交渉や、導入推進のための技術マニュアルの策定等の取組を支援します。

【補助率】 定額
【事業実施主体】 民間団体

2 国際水準認証の取得拡大のための環境整備支援

① 国際水準GAPのマニュアル策定等

日本の農業者が国際水準GAPを取得しやすくするため、検討会の開催、国内外の実態調査、技術マニュアルの策定等の取組を支援します。

【補助率】 定額
【事業実施主体】 民間団体

② 国際水準GAPの指導員育成等支援

農業生産現場における取組を促進するため、国際水準GAPの指導ができる指導員を育成するために研修会等に係る取組を支援します。

【補助率】 定額
【事業実施主体】 都道府県、協議会等

③ 有機農産物の需要喚起

国産有機農産物の需要拡大キャンペーンの実施を通じて有機JAS認証取得の拡大につなげる取組を支援します。

【補助率】 定額
【事業実施主体】 民間団体等

3 国際水準認証の取得支援

認証取得、技術習得研修、ICT技術導入、残留農薬等分析、認証対応施設改修・機器導入等

農地所有適格法人や産地を対象とし、認証取得、技術習得のための研修会の開催、販路拡大に向けた実需者との連携体制の構築、記帳作業軽減のためのICT技術導入、残留農薬等分析、集出荷・調製施設等をGAPや有機JAS対応にするための改修・機器導入等、認証取得のために必要な取組を総合的に支援します。

【補助率】 定額（機器等のリース導入については1/2以内）
【事業実施主体】 農地所有適格法人、農業協同組合、協議会等（一部については、交付先である民間団体を通じて支援）

GAP体制強化・供給拡大事業

ガイドラインGAPの取組を産地において広く普及させる取組や、ガイドラインGAPの取組を認証する体制の整備を支援します。

1 ガイドラインGAPの普及推進

「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した一定水準以上のGAPの普及に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】
- ・生産者向け研修会の開催や実践マニュアルの作成
 - ・団体での取組に必要な内部監査員等の管理者養成研修会の開催
 - ・GAPの普及に向けた推進活動や普及資料の作成 等

【補助率】 1/2

【事業実施主体】 農業協同組合、協議会 等



2 認証体制整備支援

信頼性の向上に向け、第三者がGAPの取組を認証する体制を整備するための取組を支援します。

- 【事業内容、補助率】
- ・認証体制導入検討会の開催（定額）
 - ・審査員養成研修会の開催（定額）
 - ・基準書の作成（定額）
 - ・認証体制の実証及び検証（1/2）

【事業実施主体】 都道府県、農業協同組合 等



経営の改善や日本産農産物に対する信頼性の向上

オリンピック・パラリンピックにおける食材の調達

2020年東京大会開催基本計画における飲食の位置付け等

「東京2020大会開催基本計画(抜粋)」(2015年2月大会組織委員会)

第4章 大会を支える機能(ファンクショナルエリア)

飲食(FNB)

1. ミッション(Mission)

東京2020大会期間中において、各クライアントの持続可能な飲食サービスへのニーズを満たすために必要な計画を策定及び実行し、最高レベルの品質を確保する。また、多様性と調和に配慮した飲食提供とともに日本食の質の高さをアピールし、未来へと継承する。

2. 主要目標(Key Objects)(抜粋)

- ・ 持続可能性FA、清掃・廃棄物FA、調達FA等と緊密な連携をとり、廃棄物の排出量をできる限り削減し、持続可能で環境に優しい食料を使用する取組を実行すること。

東京大会における食事提供への道行き

- ・ 東京大会における食材の調達基準は組織委員会が決定。
- ・ 現在、東京大会組織委員会においては、選手村等大会関係施設で提供される食材も含めた物品・サービス全般に係る調達の基準を検討中。

(参考)調達基準策定後

ロンドン大会では、組織委員会がケータリング業者を入札にて決定し、これらの業者は組織委員会が定めた調達の基準に従って食材を調達し料理を提供。

オリンピック・パラリンピックにおける食材の調達

○2012年ロンドン大会、2016年リオ大会の食材の調達基準の概要

2012年ロンドン大会における食材の調達基準(※1)

ビジョン:

「競技者のため、美味しく、健康的で、環境に優しい大会」

▶安全で衛生的な食の確保

(食の安全、トレーサビリティ、汚染リスクの管理)

▶選択とバランス(多様な文化圏への対応、等)

▶原料調達とサプライチェーン

(意欲的・環境保全的・倫理的・動物福祉的な基準、等)

▶環境マネジメント

(エネルギー・水供給の効率化、ゴミの低減、等)

▶能力と教育(大会スタッフの教育、等)

レッドトラクターについて

- ▶ 英国の農業者団体が運営する認証制度。英国産農畜産物の栽培・飼養から流通・加工・包装・販売までの一連の過程を高度な管理基準で保証。
- ▶ 英国内の農業者の70~95%(品目により異なる)が加盟、農畜産物の80%以上をカバー。

種類		ベンチマーク水準(注)	意欲的水準
農産品	英国産品	・レッドトラクター認証 ・高品質	・有機農産物
	輸入品	・トレーサビリティの確保 ・フェアトレード	・倫理的な取引、調達 ・GLOBAL G. A. P.
畜産品	英国産品	・レッドトラクター認証等	・有機
	輸入品	・トレーサビリティの確保 ・フェアトレード	・倫理的な取引、調達
水産品	英国産品	FAO「 <u>責任のある漁業のための行動規範</u> 」に合致したもの(MSC認証含む)	・高い福祉基準による養殖魚 ・持続可能な餌による養殖
	輸入品		

(注)表にある基準又は同等性を示すことのできる水準を達成しなければならぬ。

2016年リオ大会における食材の調達基準(※2)

【一般原則】

- ▶ ブラジルの法令を遵守した業者からの調達
- ▶ 少年労働の排除など労働実務に合致する業者からの調達
- ▶ トレーサビリティシステムを備えること
- ▶ 持続可能な生産工程管理を行う生産者からの調達

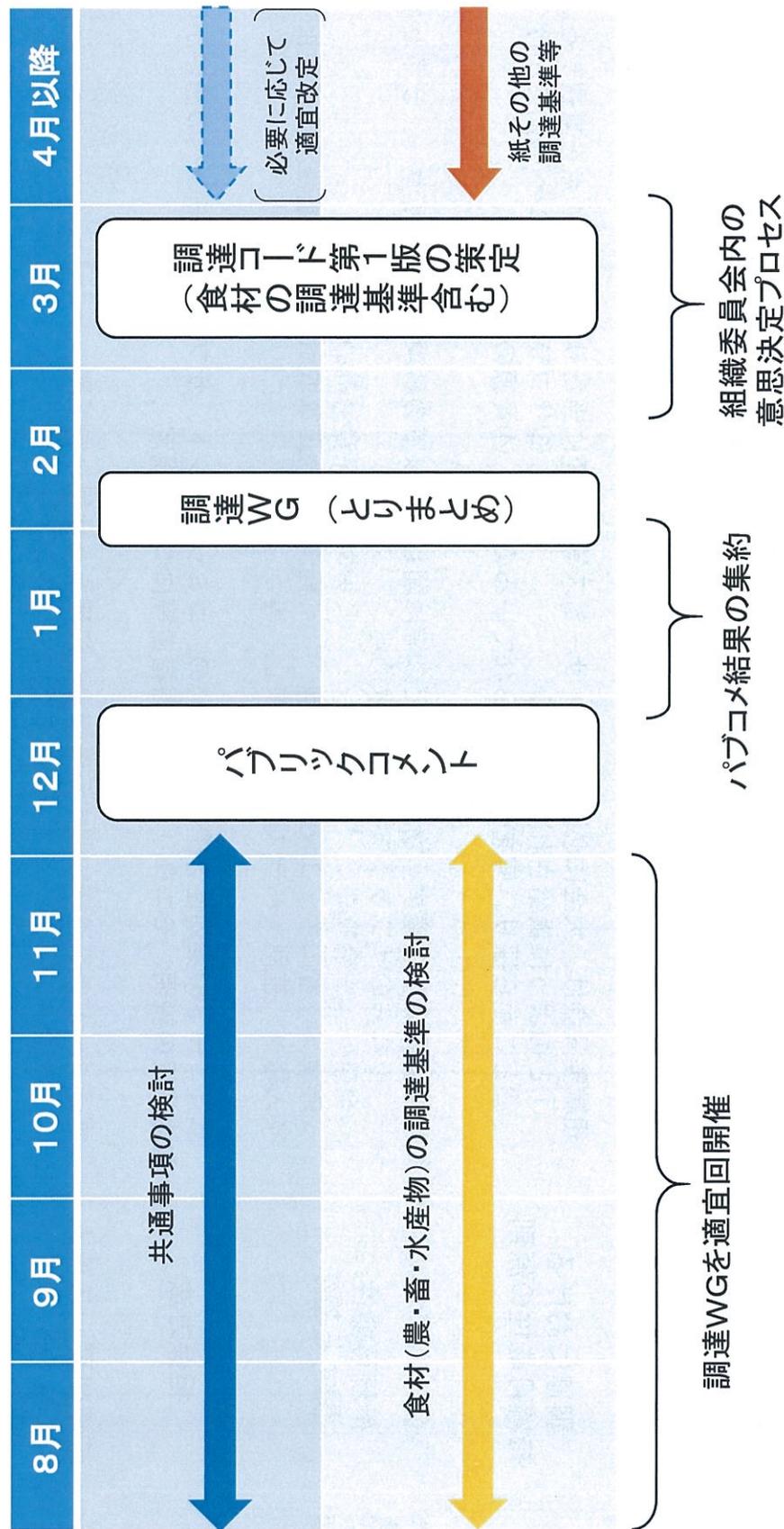
【努力目標】

- ▶ ブラジル有機基準の認証を受けたオーガニック製品の購入優先
- ▶ レインフォレストアライアンス、その他の環境基準や社会基準の認証を受けた製品の購入を優先
- ▶ 食品の供給業者の優先順位は1)州内業者、2)ブラジル国内業者、3)南米業者、4)国際業者

※1 食事の提供方針や食材の調達基準を内容とする「Food Vision」(2009年12月ロンドン大会組織委員会)より抜粋。

※2 食事の提供方針や食材の調達基準を内容とする「Taste of The Games」(2014年10月リオデジャネイロ大会組織委員会)より抜粋。

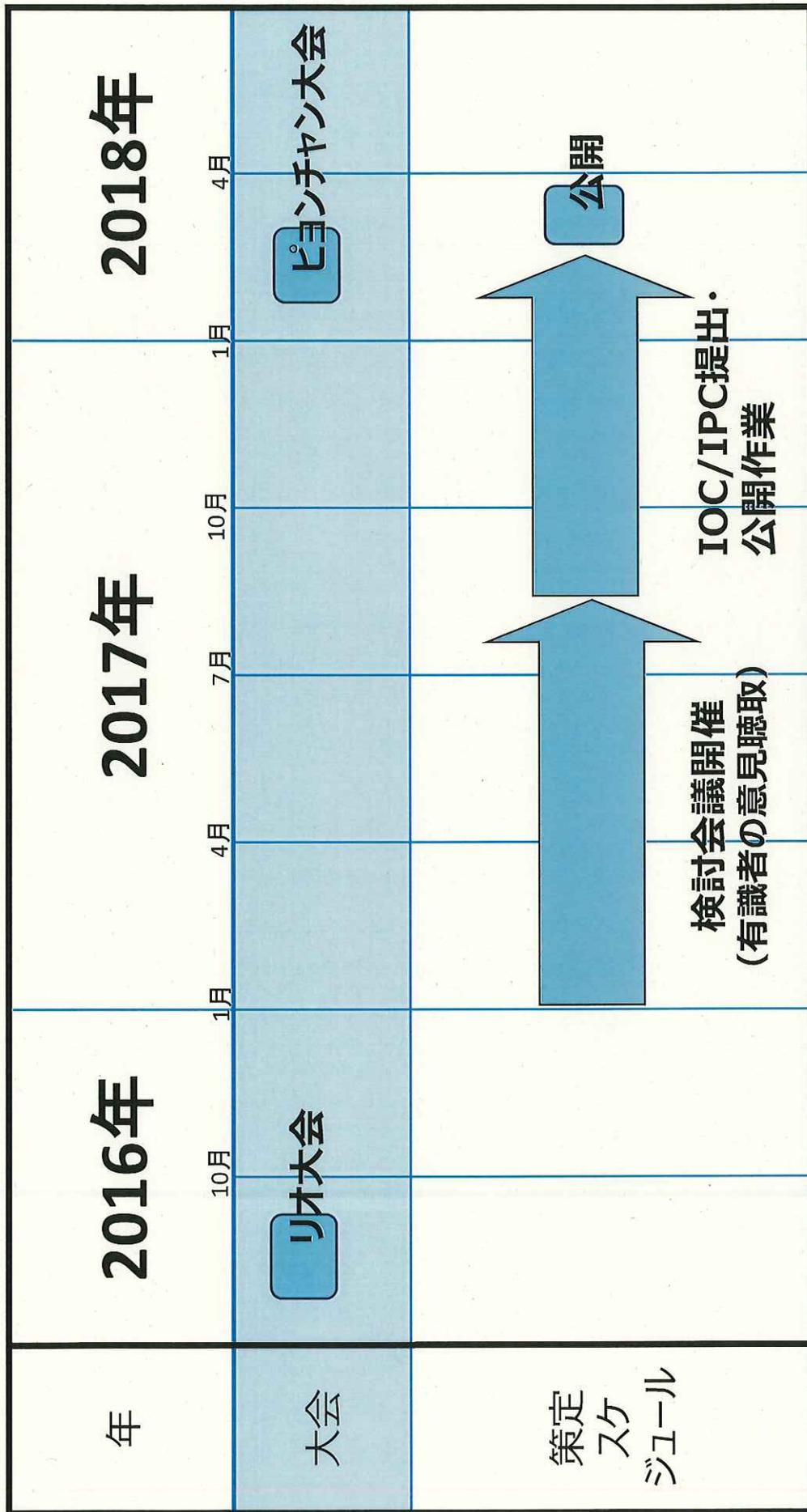
「持続可能性に配慮した調達コード」の検討スケジュールについて(案)



※上記スケジュールは目安であり、検討の状況に応じて変更する場合があります。

飲食提供基本戦略の策定スケジュール（予定）

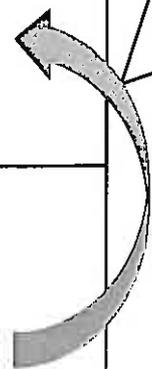
Food Strategy



持続可能性に配慮した調達コードと飲食提供基本戦略(仮称)について(案)

資料3

	持続可能性に配慮した調達コード	飲食提供基本戦略(仮称)
趣旨	持続可能性に配慮した物品やサービスを調達するための基準等を示すもの	選手村等の大会関係施設における飲食サービスのあり方を示すもの。
内容 (検討事項)	<p><共通事項> 持続可能性の観点から全ての物品・サービスに共通して適用する基準(法令遵守、環境、人権、労働、経済に関する事項で構成)や運用方法等</p>	<p>(想定される主な検討事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食提供場所・対象 ・食品安全管理 ・栄養面の配慮 ・アレルギー対応 ・ドーピング対策 ・多様な文化・食習慣への対応 ・日本の食文化の発信 ・調達基準の適用 ・運営時の環境配慮
	<p><持続可能性に配慮した農・畜・水産物の調達基準> (主な検討事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産段階の食品安全 ・環境保全 ・資源管理 ・労働安全 	



大会関係施設で提供される飲食においては、持続可能性に配慮した調達基準を満たす食材が使われる。
 飲食提供における各種の配慮や取組については飲食提供基本戦略(仮称)として検討する。

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要について

資料2

- 組織委員会は、持続可能性に関する取組の一つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用することとしており、2016年1月に「基本原則」を公表。
- 調達コードにおいては、持続可能性の観点から全ての物品・サービス等に共通して適用する基準や運用方法を定めるとともに、必要に応じて物品別の個別基準を設定することを検討。

主な項目	内容
適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス商品
調達における持続可能性の原則	<p>組織委員会は、大会に必要な物品・サービスの調達に当たり、以下の4点を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①どのように供給されているのか ②どこから採り、何を使って作られているのか ③サプライチェーンへの働きかけ ④資源の有効活用
共通事項 持続可能性に関する基準	<p>組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンシー、それらのサプライチェーンに求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜全般＞ 法令遵守 ＜環境＞ 省エネ、3Rの推進 等 ＜人権＞ 差別・ハラスメントの禁止 等 ＜労働＞ 児童労働の禁止 等 ＜経済＞ 公正な取引慣行、地域経済の活性化 等
担保方法	調達コードの実効性を確保するための、コミットメント、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等について規定
苦情処理システム	調達コードの不遵守に関する苦情等処理する仕組みを設置
物品別の個別基準	<p>重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜対象＞ 木材（策定済）、農産物、畜産物、水産物、紙（今後検討）、パーム油（今後検討）

《農産物》

＜要件＞

- ① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

＜推奨される事項＞

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わって生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

＜国産を優先的に選択＞

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

(要件①～③を満たすもの)

ア JGAP Advance、GLOBALG.A.P.、組織委員会が認める認証スキーム

イ **「農業生産工程管理(GAP)の共通基準に関するガイドライン」**に準拠したGAP かつ 都道府県等公的機関による第三者の確認

サプライヤー(ケータリング事業者等)

(別添 2 - 2)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される農産物について、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した農産物の調達基準 (案)

1. 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品 (※) 及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物の生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。

2. サプライヤーは、農産物について、持続可能性の観点から以下の①～③を満たすものの調達を行わなければならない。

①食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

③作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP Advance または GLOBALG.A.P. の認証を受けて生産された農産物については、上記 2 の①～③を満たすものとして認める。このほか、上記 2 の①～③を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記 3 に示す認証を受けて生産された農産物以外を必要とする場合は、上記 2 の①～③を満たすものとして、農林水産省作成の「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した GAP に基づき生産され、都道府県等公的機

関による第三者の確認を受けていることが示されなければならない。

5. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、有機農業により生産された農産物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物が推奨される。
6. サプライヤーは、上記2を満たす農産物を選択する上で、国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産農産物を優先的に選択すべきである。
7. サプライヤーは、海外産の農産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
8. サプライヤーは、使用する農産物について、上記3～7に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

GAP認証の取得を支援します！

I 支援対象者

農業者個人、農地所有適格法人、農事組合法人
農業協同組合、その他農業者の組織する団体

一戸でも団体でも応募可能です！



II 支援内容

1. GLOBALG.A.P.、JGAP (Advance、Basic) の**認証審査費用**を
全額補助します。(ただし補助額の上限あり)



2. さらに認証取得に必要な以下の費用を**全額補助**します。(ただし補助額の上限あり)

① **研修の受講(コンサルタント費用)**



GAP?

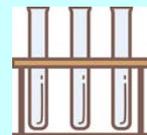
何から始めればいいのか?

② **残留農薬、土壌及び水質の分析・調査費用**

上限5万円
/経営体

上限5千円
/経営体

上限1万円
/経営体



③ **施設改修資材の費用**

(農薬保管庫、出荷調整施設の蛍光灯破損時の飛散防止対策、防鳥・防虫対策に必要な資材、仮設トイレ)

1経営体あたり上限10万円、5名以上の団体で申請する場合は上限50万円

④ 作業工程管理や作物の状態の入力等に係る**ICTシステム利用料**



記帳作業を
簡略化したい！



III 申請方法

(一社)全国農業改良普及支援協会が公募実施中ですので、公募要領
(<http://www.jadea.org/news/news-20161222.htm>)に沿って手続きをお願いします。
(公募期間:平成28年12月22日(木)~平成29年2月17日(金))

IV お問い合わせ先

一般社団法人 全国農業改良普及支援協会 GAP担当 TEL:03-5561-9562
農林水産省生産局農業環境対策課(生産工程管理班) TEL:03-6744-7188

GAP認証取得の流れ（例）

コンサルタント による指導

コンサルタントに現地指導・従業員への研修を依頼し、指導を受ける。(5回程度)

- 初回
 - ・ GAPの取組に関する経営者・従業員への研修
 - ・ 農場内の点検、帳票類の確認
 - ・ 次回までの改善点を提示
- 2回目以降
 - ・ 改善状況の確認
 - ・ 改善状況に関するアドバイス
 - ・ 必要に応じて追加の研修・指導
 - ・ 次回までの改善点を提示
- 最終回
 - ・ 模擬審査及び応答要領の指導、本審査用の書類作成

生産者のGAPへの取組

- 管理すべき情報の整理・文書化
 - ・ 農場内の責任分担の明確化
 - ・ 食品安全・環境・労働安全等に関するリスク検討と対策
 - ・ 各種作業手順の明確化 等
- 日常的な作業の実施・記録・管理
 - ・ ルールの周知徹底と従業員教育
 - ・ 作業(例:育苗、栽培管理、収穫、出荷)の実施、記録
 - ・ 水質検査、残留農薬検査等の実施 等

審査会社による審査

審査員が現地に赴き、必要書類や生産現場での取組を確認。

- ・ 基準書の全ての項目について、「適合」、「不適合」、「該当外」のどれかに決定され、必須項目の100%かつ重要項目の95%以上の適合で合格。
- ・ 審査後4週間以内(GLOBALG.A.P.の場合は3ヶ月以内)に、不適合の指摘を受けた項目をなおし、是正報告書を審査・認証機関に送付。
- ・ 必要に応じ再度現地審査。

認証

半年程度

3ヶ月程度